

## 第 10 章 人材の養成・確保と資質の向上等

### 1 基本的な考え方

福祉サービスは対人サービスであり、サービスは人が支えているという基本的な考え方の下、質の高いサービスが充分提供されるよう、ホームヘルパーや手話通訳者等の障害福祉サービスや市町村地域生活支援事業等を支える人材を必要かつ十分に養成・確保するとともに、その資質の向上を推進していきます。

質の高い福祉サービスの提供を促進するとともに、障害のある人の適切なサービス選択にも資するため、福祉サービス第三者評価事業を推進していきます。

### 2 人材の確保等について

必要なサービス量が十分に充足されることを目指し、障害福祉サービスや市町村地域生活支援事業等を支える様々な人材の養成確保を進めていきます。特に、行動障害を有する者の特性に応じた支援を一貫して実施できるよう、施設職員や居宅介護職員等を対象に、強度行動障害支援者養成研修の実施に努めます。

養成後においても、研修の修了者に岡山県社会福祉協議会が運営する岡山県福祉人材センターへの登録について周知を図るとともに、サービス提供に従事してもらうよう働きかけるなど、人材の確保に努めます。

※ 各種人材養成の目標については、「第 11 章 岡山県地域生活支援事業の実施」の章を参照してください。

### 3 サービスの質の向上について

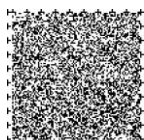
福祉サービスの質の向上を図るとともに、障害のある人の適切なサービス選択にも資するため、福祉サービス第三者評価事業を推進していきます。（参考資料 10-1）

### 4 障害のある人に対する虐待の防止について

障害福祉サービス等の利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、事業者への指導・監査等を通じて指導を徹底するとともに、事業所における必要な体制整備や従業員等に対して研修を実施する等の措置を講じます。

また、市町村が設置する地域自立支援協議会の活用等により、市町村をはじめ関係機関と連携し、虐待の未然防止、早期発見、適切な対応等が図られるよう虐待防止に向けたシステムの機能向上に努めます。

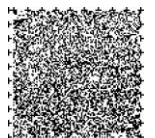
障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月 1 日）に伴い、県において設置した県障害者権利擁護センターと、各市町村が設置する「障害者虐待防止センター」が連携しながら、障害のある人の権利擁護を図るため、適正な運営に努めるとともに、高齢者や児童虐待の防止に対する取組とも連携しながら、効果的な体制の構築を図っていきます。



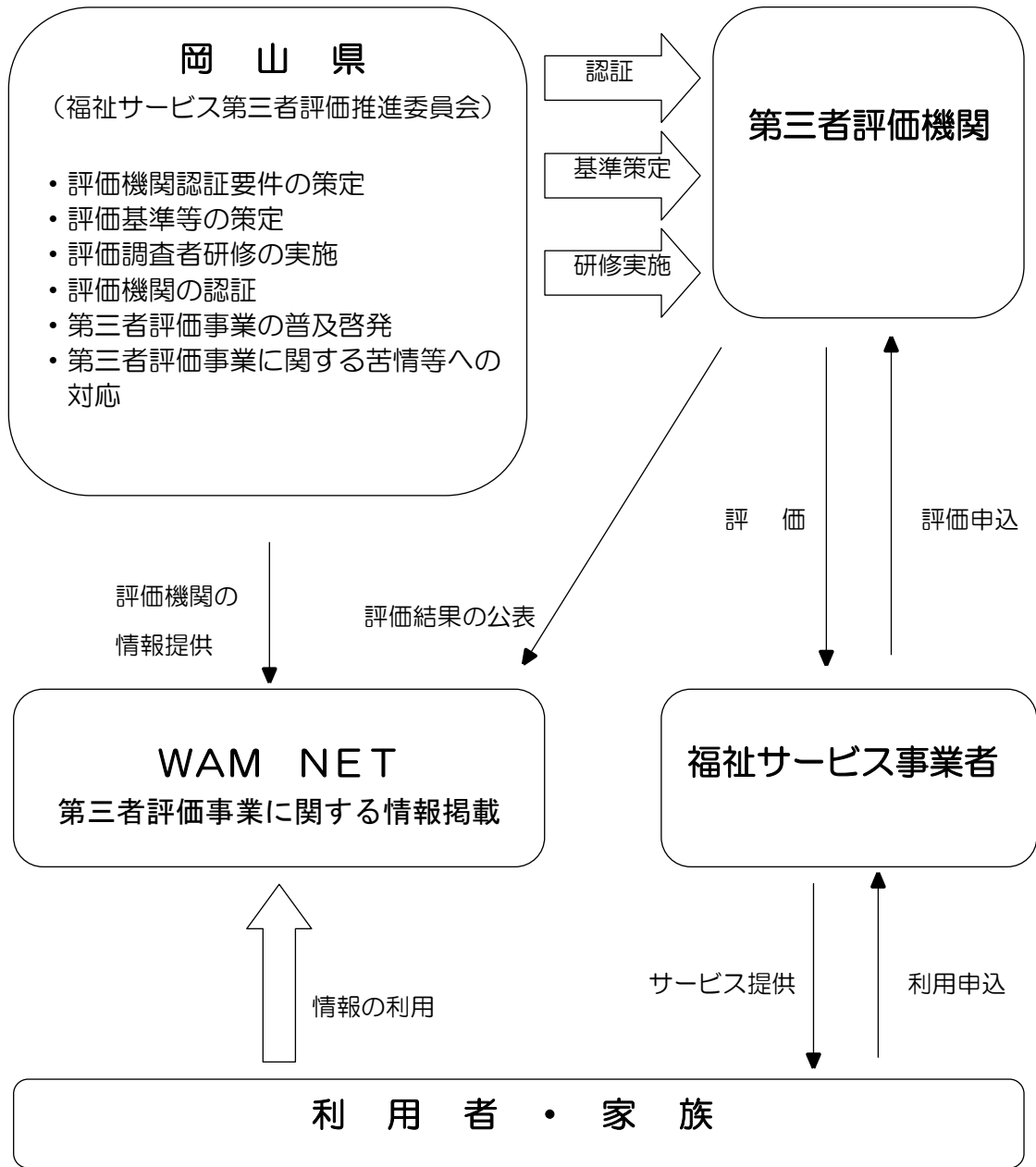
また虐待防止に向けた各種研修会の実施や一般県民を対象としたシンポジウムの開催、権利擁護として、障害者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材育成・活用の研修を行い、成年後見制度の利用を促進するなどの取組を推進していきます。（参考資料 10－2）

## 5 障害者差別解消法の施行について

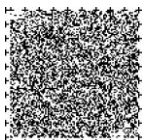
障害者基本法における差別禁止の基本原則を具体化するため、障害の有無によって、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」（略称：障害者差別解消法）が、平成 25 年 6 月に公布され、平成 28 年 4 月から施行されることとなりました。本県においても、法施行に向けて、国が策定する基本方針に即した対応要領の策定や相談・紛争解決の体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の設置について検討し、差別を解消するための体制の整備を図っていきます。



<福祉サービス第三者評価事業>



- サービス事業者の評価項目例
- 利用者本位の福祉サービス
  - サービスの質の確保
  - 日常生活支援サービス
  - 生活環境の整備
- 等



## 参考資料 10-2 障害者虐待防止法の制定

平成 23 年 6 月 24 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」が公布されました。（平成 24 年 10 月 1 日施行）  
この法律の概要は次のとおりです。

### 目的

○障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の養護に資することを目的とする。

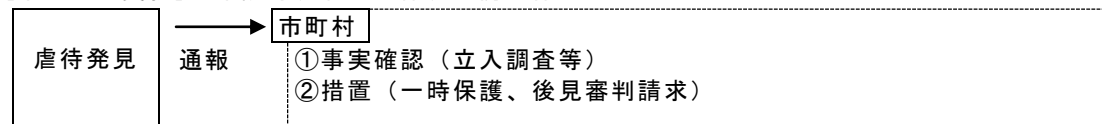
### 定義

- 障害者とは：身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
- 障害者虐待とは：①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待  
③使用者による障害者虐待

### 虐待防止策（障害者虐待防止のスキーム）

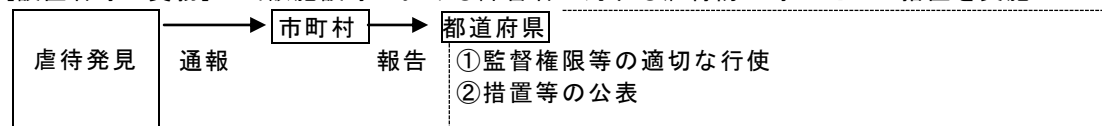
#### 養護者による障害者虐待

[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保



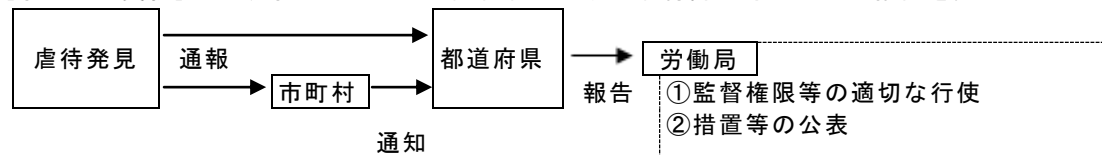
#### 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施



#### 使用者による障害者虐待

[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施



※就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

### その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
  - 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後 3 年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じて、この法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律又は高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

